

- ① 応募者の提案について、項目ごとに、原則としてA～Eの5段階評価を行う。
・A：非常に優れている B：優れている C：普通（標準） D：劣っている
E：非常に劣っている（基準点は、A=4，B=3，C=2，D=1，E=0）
・提案内容がない又は全く評価に値しないなど不適切なものはEとする。
- ② 「経済的基盤」の項目については、A～Cの評価を同点とする。
（基準点は、A～C=4，D=2，E=0）
- ③ 「地場中小企業の活性化」の項目については、3段階評価を行う。
（基準点は、A=4（地場企業かつ中小企業である）、B=2（地場企業である）、
C=0（いずれも該当しない） ※いわゆるみなし大企業は「中小企業」に含めない）
- ④ 最低制限基準を、評価基準表の100点満点中60点とし、これを満たさない場合は選定しない。
- ⑤ 現指定管理者については、インセンティブ・ペナルティ制度により、令和元年度に実施した評価委員会における評価に基づき、別途、+5～-5点を付与する。
（基準点は、A=5，B=3，C=0，D=-3，E=-5）
- ⑥ 募集要項に定める期間に、福岡市競争入札参加停止等措置を受けた団体については、委員に参考として情報提供するとともに、別途、5点を減点する。
- ⑦ 募集要項に定める期間に、国または他の地方自治体の競争入札参加停止等措置を受けた団体については、委員に参考として情報提供する。

【参考】福岡市立児童館条例

- 第7条 市長は、児童館の管理を指定管理者に行わせようとするときは、規則で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする者を公募するものとする。ただし、児童館の管理上緊急に指定管理者を指定する必要がある場合その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができるものと認める者を指定管理者に指定するものとする。
(1) 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。
(2) 児童館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
(3) 児童館の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

（評価基準表）

評価基準	主な審査の視点	該当様式	配点	(A) 基準点 (5段階)	(B) 加重	A×B
市民の正当かつ公平な利用の確保	○施設の設置目的を踏まえた管理運営の基本的な方針 ○管理運営に対する理念・意欲 ○実現可能な目標の設定	様式15-1	8	4	2	8
児童会館の管理を的確に遂行するために必要な能力	○管理運営の実施体制（共同事業体においては管理責任体制含む） ○管理運営を適切に行う人員配置計画 ○雇用環境の向上に向けた取組	様式15-2	44	4	3	12
	○的確な管理運営のための取組（具体的な研修などの人材育成，施設・設備等の維持管理の考え方など）	様式15-3		4	1	4
	○苦情等の未然防止及び対処方法 ○個人情報保護への取組	様式15-4		4	1	4
	○事故等の防止など安全対策，事故等発生後の対処方法 ○危機管理体制	様式15-5		4	2	8
	○児童福祉施設等の運営の実績	様式14		4	2	8
児童会館の管理のために必要な経済的基盤	○管理運営を維持できる安定的な経営基盤	団体に関する書類		4	2	8
児童会館の効用を十分に発揮させる計画	○利用者に対するサービスの向上（施設提供に係る利用者視点の取組など）	様式15-6	40	4	3	12
	○事業の実施計画（管理の基準に定める事業の確実な実施，効果的な事業内容の提案など）	様式15-7		4	3	12
	○利用者増の方策（各年齢層に応じた取組みなど）	様式15-8		4	3	12
管理に要する経費	○経費節減の取組 ○収支計画の妥当性	様式15-9 様式16		4	1	4
市施策への寄与	○市の施策に寄与する取組	様式15-10	8	4	1	4
	○地場中小企業の活性化	様式11		4	1	4
合 計			100			100